

民生児童委員協議会だより

ご存知ですか？

あなたの身近な 相談相手

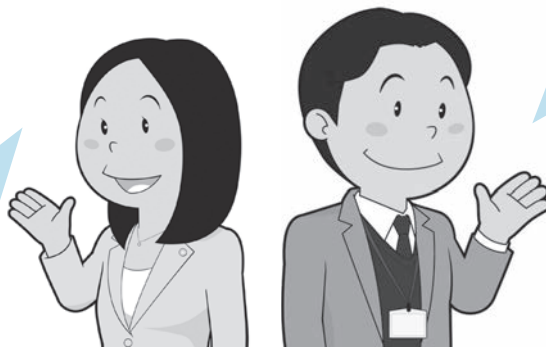
民生児童委員
主任児童委員

心配ごと、悩みごと
ひとりで抱えて
いませんか？
あなたの秘密は
必ず守ります

民生児童委員は厚生労働大臣に
委嘱されており、**守秘義務**があり
ます。(民生委員法第15号)
地域の実情をよく知り、福祉活
動に熱意と理解のある方が選ばれ
ています。

地域の見守りや相談支援、地域福祉活動など
を行っています。

主任児童委員は子どもや
子育てに関する相談・支援を
専門に活動しています



民生児童委員は、各委員が
担当区域を持ち、相談内容
に応じて適切な専門機関に
よる支援への「つなぎ役」
になります

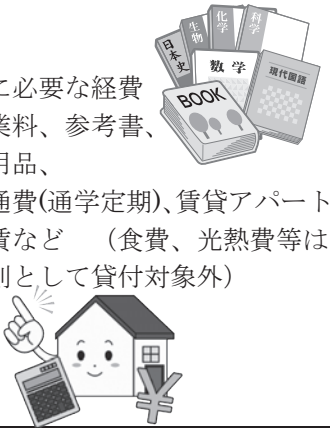
【問い合わせ】

本宮市民生児童委員協議会
(本宮市社会福祉協議会内)

☎ 33・2006

教育支援資金貸付のご案内

福島県社会福祉協議会では、他の貸付制度が利用
できない低所得世帯を対象に、学校教育法に規定す
る高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学
するために必要な経費の貸付を行っています。
現在、在学中の方もご利用できます。

貸付種類	対象経費	貸付限度額
教育支援費	修学に必要な経費 授業料、参考書、 学用品、 交通費(通学定期)、賃貸アパート 家賃など (食費、光熱費等は 原則として貸付対象外) 	高等学校(専修学校高等課程含む) 月額 35,000 円以内 高等専門学校 月額 60,000 円以内 短期大学(専門職短期大学及び 専修学校専門課程含む) 月額 60,000 円以内 大学(専門職大学含む) 月額 65,000 円以内 ※特に必要と認められる場合、 上限額の 1.5 倍まで貸付可
就学支度費	入学に際し必要な経費 入学金、制服、教科書等の 入学時に学校に納入する経費	500,000 円以内

- ※ 母子・父子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構奨学金(給付型・貸与型第1種)、日本政策金融公庫、その他金融機関等からの貸付が利用できる場合は、その貸付が優先となります。
- ※ 貸付利子は無利子。
- ※ 就学する方が借受人、世帯の生計中心者が連帯借受人となります。
- ※ 資金の交付方法は「教育支援費」は6ヶ月ごとに分割して交付(分割交付の前に必ず在学証明書を提出)「就学支度費」は一括交付。

■ 申込・問い合わせ

本宮市社会福祉協議会 (本宮市本宮字千代田60-1 えぼか2階)

☎ 33-2006 Fax 33-5260

